

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則（昭和50年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(保証人)</p> <p>第4条 条例第3条第1項に規定する保証人<u>2人のうち、1人は保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）</u>、1人は<u>県内に住所を有し、かつ、独立して生計を営む成年者でなければならない。</u></p>	<p>(保証人)</p> <p>第4条 条例第3条第1項に規定する保証人<u>(以下「保証人」という。)</u>は、申請者に父、母、親権者又は後見人（以下「父母等」という。）がある場合にあつては1人は申請者の父母等、1人は申請者の父母等以外の者であつて独立して生計を営む成年者（以下「独立生計者」という。）、<u>申請者に父母等がない場合にあつてはいずれも独立生計者でなければならない。</u></p>
2	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成25年8月30日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に第5条の規定による修学資金の貸付けの決定を受ける者に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第174号）による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）をいう。）」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成25年8月30日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に第5条の規定による修学資金の貸付けの決定を受ける者に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第174号）による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）をいう。）」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。